

豊明市における身寄りのない方の支援に関する協定書

豊明市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、豊明市内における身寄りのない方の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、身寄りのない方の支援をすることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）身寄りのない方 頼れる配偶者や子ども、親族がいない方及び配偶者や子供、親族が死亡することにより、頼れる配偶者や子ども、親族がいなくなるおそれのある方

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）身寄りのない方の終活（エンディングノート、成年後見制度及びそれを補充する制度、遺言制度、信託制度など）に関すること
- （2）身寄りのない方の死後事務、財産処分（財産管理人等の選任申立てに関することを含む。）等に関すること
- （3）その他市長が必要と認めること

（情報の共有及び発信）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有及び発信に努めるものとする。

（甲が主体となって取り組む事項）

第5条 甲は、第3条の取組事項の実施にあたって、広く市民に知られるよう啓発に努めるものとする。

- 2 甲は、第3条の取組事項の実施にあたり、相談者等の同意を得て、乙に相談者等に関する情報を提供するものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第6条 乙は、第3条の取組事項として甲が作成するチラシ等について、甲に対して配布先の提供・紹介等をするよう努めるものとする。

- 2 乙は、乙が自ら主催する相談業務（甲から委託を受けて実施する場合を含む。）において、相談者等による第3条の取組事項に対する相談を実施するように努めるものとする。
- 3 乙は、その構成員へ第3条の取組事項に関する情報等について、その

構成員へ周知等を行うように努めるものとする。

- 4 乙は、第3条の取組事項の実施にあたり、乙の構成員を甲に紹介・推薦する体制を整えるよう努めるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から翌年3月末までとし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行う。ただし、有効期間満了日の2か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の遂行に際して知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定に基づく業務の遂行に際して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し生じた疑義については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（連携）

第10条 乙は、成年後見人に係る業務を行うにあたって、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと連携し、適切かつ円滑な支援が行われるよう努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 8月 20日

甲 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊明市
豊明市長 小浮 正典

乙 名古屋市中村区新尾頭一丁目12番3号
愛知県司法書士会
会長 廣瀬 成隆